



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所

編集兼印刷発行人 神戸市長

発行日 毎週火曜日

目次

▽西神中央ホール条例の施行期日及び供用を開始する日を定める規則
[都市局新都市管理課] 1731

告示

▽道路法による道路の区域変更（市道 長田方面第190号線）
[建設局道路管理課] 1732

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（桜森町自治会）
[企画調整局参画推進課] 1732

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（神戸北町桂木4丁目自治会）
[企画調整局参画推進課] 1733

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（菅の台7丁目自治会）
[企画調整局参画推進課] 1733

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（第二神明自治会）
[企画調整局参画推進課] 1736

▽人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例による里づくり計画の変更の認定（岡里づくり計画）
[経済観光局農政計画課] 1737

▽生活保護法等による医療機関の指定
[福祉局保護課] 1737

▽生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更
[福祉局保護課] 1737

▽生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止
[福祉局保護課] 1738

▽生活保護法等による施術者の指定
[福祉局保護課] 1738

▽生活保護法等による指定施術者の事業の廃止
[福祉局保護課] 1739

▽生活保護法等による介護機関の指定
[福祉局保護課] 1739

▽生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更
[福祉局保護課] 1740

▽生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止
[福祉局保護課] 1741

公告

▽建築基準法による建築協定の認可及び建築協定書の縦覧（西落合5丁目地区建築協定）
[建築住宅局建築指導部建築安全課] 1742

▽建築基準法による建築協定の認可及びその縦覧（セラヴィレッジ舞多聞建築協定）
[建築住宅局建築指導部建築安全課] 1742

▽土地利用条件付き貸付による契約の締結（東灘区向洋町中9丁目）
[都市局新都市管理課] 1743

▽神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧
[都市局景観政策課] 1745

▽開発行為に関する工事の完了（西区狩場台三丁目）
[都市局都市計画課] 1746

水道局

▽工事負担金徴収の対象者及び工事負担金の額について（平成21年8月24日神戸市水道告示第26号）の廃止
[水道局配水課] 1747

▽神戸市指定給水装置工事事業者の指定
[水道局配水課] 1747

▽神戸市指定給水装置工事事業者の廃止
[水道局配水課] 1747

人事委員会

▽神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則及び職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
[人事委員会事務局調査課] 1748

規 則

西神中央ホール条例の施行期日及び供用を開始する日を定める規則をここに公布する。

令和4年7月28日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第27号

西神中央ホール条例の施行期日及び供用を開始する日を定める規則
(施行期日)

第1条 西神中央ホール条例（令和3年9月条例第14号）の施行期日は、令和4年8月1日とする。

(西神中央ホールの供用を開始する日)

第2条 西神中央ホール条例附則第2項に規定する西神中央ホールの供用を開始する日は、令和4年10月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

神戸市告示第335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年8月5日まで一般の縦覧に供する。

令和4年7月22日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	長田方面第19 0号線	神戸市長田区片山町1丁目 114番5地先から	新	9.30	6.00
		神戸市長田区片山町1丁目 114番6地先まで	旧	9.30	18.90

神戸市告示第336号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月26日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

桜森町自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区桜森町18番地の12

(3) 代表者の氏名

松本 裕生

(4) 代表者の住所

神戸市北区桜森町16番地の8

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「吉長 友香」を「松本 裕生」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市北区桜森町17番地の6」を「神戸市北区桜森町16番地の8」に改める。

3 変更の年月日

令和4年7月1日

神戸市告示第337号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月26日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

神戸北町桂木4丁目自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区桂木4丁目1番地の53

(3) 代表者の氏名

辻 満人

(4) 代表者の住所

神戸市北区桂木4丁目1番地の53

2 変更があった事項及びその内容

(1) 主たる事務所の所在地

「神戸市北区桂木4丁目1番地の110」を「神戸市北区桂木4丁目1番地の53」に改める。

(2) 代表者の氏名

「池田 陽平」を「辻 満人」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市北区桂木4丁目1番地の110」を「神戸市北区桂木4丁目1番地の53」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月3日

神戸市告示第338号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月26日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

菅の台7丁目自治会

(2) 主たる事務所

神戸市須磨区菅の台7丁目17番地の1

(3) 代表者の氏名

木戸 光治

(4) 代表者の住所

神戸市須磨区菅の台7丁目8番地の5

2 変更があった事項及びその内容

(1) 平成21年4月5日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「宮崎 直道」を「川端 英雄」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市須磨区菅の台7丁目15番地の4」を「神戸市須磨区菅の台7丁目4番地の4」に改める。

(2) 平成22年4月4日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「川端 英雄」を「上野 祐一良」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市須磨区菅の台7丁目4番地の4」を「神戸市須磨区菅の台7丁目10番地の11」に改める。

(3) 平成23年4月3日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「上野 祐一良」を「金澤 治」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市須磨区菅の台7丁目10番地の11」を「神戸市須磨区菅の台7丁目25番地の3」に改める。

(4) 平成24年4月1日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「金澤 治」を「駒井 みゆき」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市須磨区菅の台7丁目25番地の3」を「神戸市須磨区菅の台7丁目34番地の19」に改める。

(5) 平成25年4月7日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「駒井 みゆき」を「吉坂 秀明」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市須磨区菅の台7丁目34番地の19」を「神戸市須磨区菅の台7丁目4番地の18」に改める。

(6) 平成26年4月6日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「吉坂 秀明」を「中村 知沙」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市須磨区菅の台7丁目4番地の18」を「神戸市須磨区菅の台7丁目16番地の5」に改める。

(7) 平成27年4月5日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「中村 知沙」を「青木 繁次」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市須磨区菅の台7丁目16番地の5」を「神戸市須磨区菅の台7丁目28番地の4」に改める。

(8) 平成28年4月3日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「青木 繁次」を「岸本 豊」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市須磨区菅の台7丁目28番地の4」を「神戸市須磨区菅の台7丁目40番地の1」に改める。

(9) 平成29年4月2日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「岸本 豊」を「田中 剛」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市須磨区菅の台7丁目40番地の1」を「神戸市須磨区菅の台7丁目1番地の1」に改める。

(10) 平成30年4月1日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「田中 剛」を「長谷川 範子」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市須磨区菅の台7丁目1番地の1」を「神戸市須磨区菅の台7丁目9番地の5」に改める。

(11) 平成31年4月7日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「長谷川 範子」を「鳥羽 大志」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市須磨区菅の台7丁目9番地の5」を「神戸市須磨区菅の台7丁目30番地の11」に改める。

(12) 令和2年4月1日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「鳥羽 大志」を「池田 三重」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市須磨区菅の台7丁目30番地の11」を「神戸市須磨区菅の台7丁目34番地の

24」に改める。

(13) 令和3年4月4日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「池田 三重」を「金沢 達也」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市須磨区菅の台7丁目34番地の24」を「神戸市須磨区菅の台7丁目1番地の18」に改める。

(14) 令和4年4月2日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「金沢 達也」を「木戸 光治」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市須磨区菅の台7丁目1番地の18」を「神戸市須磨区菅の台7丁目8番地の5」に改める。

神戸市告示第339号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年7月26日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

第二神明自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区南別府4丁目263番地の20

(3) 代表者の氏名

米澤 重雄

(4) 代表者の住所

神戸市西区南別府4丁目341番地の94

2 変更があった事項及びその内容

(1) 令和3年4月25日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「小川 賢治」を「澤井 隆」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市西区南別府4丁目341番地の120」を「神戸市西区南別府4丁目341番地の129」に改める。

(2) 令和4年5月7日に変更があった事項及びその内容

ア 代表者の氏名

「澤井 隆」を「米澤 重雄」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市西区南別府4丁目341番地の129」を「神戸市西区南別府4丁目341番地の94」に改める。

神戸市告示第344号

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第18条第7項の規定に基づき里づくり計画の変更の認定を行ったので、同条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年8月9日

神戸市長 久元喜造

- 1 変更認定する里づくり計画
岡里づくり計画

神戸市告示第345号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年8月9日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	指定年月日
にしふじ歯科医院	神戸市西区春日台1丁目25番1号	令和4年6月1日
オーダー薬局上沢通店	神戸市兵庫区上沢通3丁目1番13号	令和4年4月1日
つばさ調剤薬局	神戸市北区藤原台南町4丁目13番10号	令和4年6月1日
訪問看護ステーションAZ神戸	神戸市中央区東川崎町6丁目6番6号	令和4年7月1日

神戸市告示第346号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等

に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年8月9日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	変更年月日
(新) 医療法人社団 北瀬循環器科内科 神戸垂水メディカルクリニック	神戸市垂水区陸ノ町1番2号	令和4年7月1日
(旧) 北瀬循環器科内科		
こころっこ訪問看護ステーション	(新) 神戸市垂水区千鳥が丘3丁目18番11号 (旧) 神戸市垂水区千鳥が丘3丁目19番9号	令和2年7月1日

神戸市告示第347号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年8月9日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
にしふじ歯科医院	神戸市西区春日台1丁目25番1号	令和4年5月31日
オーダー薬局上沢通店	神戸市兵庫区上沢通3丁目1番13号	令和4年3月31日
つばさ調剤薬局	神戸市北区藤原台南町4丁目13番10号	令和4年5月31日

神戸市告示第348号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年8月9日

神戸市長 久元喜造

1 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
西神中央整骨院鍼灸院	枝川 悠一	神戸市西区糀台5丁目9番4号	令和4年6月1日

2 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
訪問マッサージエガオプラス	小山 宗三	神戸市東灘区御影郡家1丁目21番18号	令和4年3月1日
訪問マッサージエガオプラス	馬場 貴寛	神戸市東灘区御影郡家1丁目21番18号	令和4年7月1日
西神中央整骨院鍼灸院	枝川 悠一	神戸市西区糀台5丁目9番4号	令和4年6月1日
訪問鍼灸たか	楊 聖子	神戸市北区鈴蘭台西町5丁目16番1号	令和4年7月1日
訪問鍼灸たか 兵庫治療院	楊 聖子	神戸市兵庫区上沢通7丁目1番9号	令和4年7月1日

神戸市告示第349号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年8月9日

神戸市長 久元喜造

1 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	廃止年月日
訪問マッサージエガオプラス	小山 宗三	神戸市東灘区北青木2丁目6番12号	令和4年2月28日

神戸市告示第350号

次の介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関

する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年8月9日

神戸市長 久元喜造

当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービス種類
居宅介護支援事業所 トータルケアプランニング	神戸市垂水区日向2丁目6番16号	株式会社トータルケアプランニング	神戸市垂水区星が丘3丁目8番19号	令和4年5月1日	居宅介護支援

神戸市告示第351号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年8月9日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
（新）医療法人社団 北瀬循環器科内科 神戸垂水メディカルクリニック （旧）北瀬循環器科内科	神戸市垂水区陸ノ町1番2号	医療法人社団 北瀬循環器科内科 神戸垂水メディカルクリニック	神戸市垂水区陸ノ町1番2号	令和4年7月1日	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
こころっこ訪問看護ステーション	（新）神戸市垂水区千鳥が丘3丁目18番	医療法人社団 あおぞら会	神戸市垂水区千鳥が丘3丁目19番9号	令和2年7月1日	訪問看護 介護予防訪問看護

	11号 (旧) 神戸市 垂水区千鳥が 丘3丁目19番 9号				
(新) 公益財 団法人甲南会 甲南居宅介護 支援事業所 (旧) 財団法 人甲南病院甲 南居宅介護支 援事業所	神戸市東灘区 向洋町中3丁 目2番5号	公益財団法人 甲南会	神戸市東灘区鴨 子ヶ原1丁目5 番16号	令和2年4 月1日	居宅介護支援
こころっこ介 護支援センタ ー	(新) 神戸市 垂水区千鳥が 丘3丁目18番 11号 (旧) 神戸市 垂水区千鳥が 丘3丁目19番 9号	医療法人社団 あおぞら会	神戸市垂水区千 鳥が丘3丁目19 番9号	令和2年7 月1日	居宅介護支援
社会福祉法人 明倫福祉会へ ルパーステー ションさんぷ ら	(新) 神戸市 中央区琴ノ緒 町3丁目3番 26号 (旧) 神戸市 中央区八幡通 4丁目2番9 号	社会福祉法人 明倫福祉会	神戸市中央区港 島中町5丁目2 番	令和4年4 月1日	訪問介護 介護予防訪問 介護 介護予防訪問 サービス

神戸市告示第352号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の

規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年8月9日

神戸市長 久元喜造

当該廃止にかかる介護事業所の名称	当該廃止にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
星が丘相談室	神戸市垂水区星が丘3丁目8番19号	株式会社トータルケアプランニング	神戸市垂水区星が丘3丁目8番19号	令和4年4月30日	居宅介護支援

公 告

神戸市公告第120号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和4年7月22日

神戸市長 久元喜造

- 建築協定の名称
西落合5丁目地区建築協定
- 建築協定区域の位置
神戸市須磨区西落合5丁目14番36 他

神戸市公告第121号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和4年7月26日

神戸市長 久元喜造

- 建築協定の名称
セラヴィレッジ舞多聞建築協定
- 建築協定区域の位置

神戸市垂水区舞多聞西5丁目3番1号 他

神戸市公告第122号

東灘区向洋町中9丁目において、ウォーターフロントの眺望を活かしつつ、多くの方々が集い・楽しむことができる体験型のレクリエーション施設や飲食関連施設などの賑わい施設を自ら整備・運営することを条件とした土地利用条件付きの貸付を行います。

令和4年7月26日

神戸市長 久元喜造

1 対象地

神戸市東灘区向洋町中9丁目1番1の一部

2 面積

20,000㎡（借地面積は概ね10,000㎡以上とすること）

3 賃貸方法

事業用定期借地権設定契約（借地借家法第23条第2項）

4 借地期間

引き渡し日から10年間

5 用途

体験型のレクリエーション施設及び飲食関連施設

6 1㎡当たりの最低月額賃料

200円/㎡（この金額未満の入札は無効となります。）

7 基本方針

以下に示す基本方針に沿った幅広い提案を求めます。

(1) 事業者は、事業対象地周辺の生活環境に十分に配慮しつつ、以下の①～③を計画すること。

① グランピング等の滞在型を含む体験型のレクリエーション施設

② レクリエーション施設の利用者だけでなく、誰もが利用できる飲食関連施設（レストラン等）

③ 事業対象地南側に位置する港湾緑地「六甲マリンパーク」と調和のとれた計画（レイアウトの工夫、歩行者用出入口の設置、景観の配慮、イベントの提案等）

(2) 周辺には大学や小学校等の教育施設並びに共同住宅、港湾緑地などが整備されているため、それらの生活環境や景観に配慮して適切に施設を配置すること。

(3) 事業実施に当たり、選考された事業者（優先交渉権者）は本市と借地借家法第23条第2項の規定に基づき、引き渡し日から10年間の事業用定期借地権設定契約を締結すること。

(4) 令和5年度以降、六甲マリンパークの改修を予定しています。改修の際には、本市工事にご理解ご協力をお願いいたします。

(5) 土地の引き渡し日後、1年以内に着工し、着工後2年以内に少なくとも計画する施設の一部を供用開始すること。

8 応募申込資格等

応募申込みにあたっては、次の(1)から(6)に定める各号の要件を全て満たす必要があります。要件を満たさない項目があった場合は、失格とし、審査を行いません。

- (1) 事業対象地において、基本方針を踏まえ自ら整備し、運営する企業または企業共同体（以下「JV」という。）であること。直近の決算書において、債務超過である場合には申込資格は認められません。
- (2) 平成24年度以降、(i) 体験型のレクリエーション施設を運営した実績を有する企業又は実績を有する企業を構成員に含むJVであること、(ii) 飲食関連施設を運営した実績を有する企業、または実績を有する企業を構成員に含むJVであること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）等でないこと。
- (4) 以下の事項に該当しないこと。
 - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申し立て、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定や再生計画認可決定がなされている場合はこの限りでない）。
 - ② 禁固以上の刑に処され、その執行の終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当する役員がいる団体。
 - ③ 国税（法人税、消費税）、地方消費税及び本市が賦課する税について未納の税額がある者。
 - ④ 借り受けた土地を、暴力団員その他の反社会的団体及びその他の構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反するように使用しようとする者。
 - ⑤ 次の事項のいずれかに該当する者。
 - ア 本市から直接に又は第三者を経由して不動産を買い受け又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めを違反した者。
 - イ 上記アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者。
 - ウ 上記ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。
- (5) JVの場合は、以下によること。
 - ① すべての構成員が、上記(3)～(4)の要件を満たしていること。
 - ② 構成員の中から代表企業の役割を決定してください。
 - ③ JV及び協力企業の役割分担が明確になっていること。
 - ④ 応募申込後に構成員を変更・追加することは原則として認めません。
 - ⑤ 応募申込者の資格制限は、JVを構成する各企業が該当すると失格となります。
 - ⑥ JVが負う法的責任については、JVの構成員である各企業が負うこととなります。また、各構成員の負担する責任については、すべての構成企業が負担することとなります。

用 語	
-----	--

代表企業	J Vの構成員のうち、応募手続きを行う企業。
構成員	J Vの構成員のうち、代表企業と共にJ Vに出資する企業。
協力企業	本市と直接の契約をする権利がなく、応募単独企業又はJ Vから業務を請け負う等、事業協力を予定している企業。

9 実施要領の配布期間、配布場所

(1) 配布期間

令和4年7月25日（月）から令和4年9月16日（金）まで

(2) 配布場所

市ホームページ

<https://www.city.kobe.lg.jp/a80577/business/recruit/kouyoutyonaka.html>

(3) 問い合わせ先

都市局新都市管理課（三宮国際ビル9階）

電話番号078-595-6781

10 申込書類の受付

(1) 申込受付期間（事前の電話予約が必要）

令和4年9月12日（月）から令和4年9月16日（金）午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

都市局新都市管理課（三宮国際ビル9階）

(3) 方法

実施要領に定める提出書類を持参すること

11 入札書の受付

(1) 入札書受付期間

令和4年9月20日（火）から令和4年9月28日（水）

(2) 方法

指定の封筒で郵送すること

12 内容審査（プレゼンテーション）

令和4年10月中旬（予定）

13 入札書開封及び優先交渉権者の決定

令和4年10月下旬（予定）

14 事業用定期借地権設定契約締結期限

令和4年12月28日（水）

神戸市公告第130号

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和4年7月27日

神戸市長 久元喜造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
タットプラン&T株式会社
代表取締役 六車 勉
大阪市西区江戸堀1丁目25番30号
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先
一級建築士事務所 タットプラン&T株式会社
六車 勉
大阪市西区江戸堀1丁目25番30号
06-6449-8063
- 3 景観影響建築行為の概要
 - (1) 所在及び地番 神戸市中央区元町通7丁目2番地の22
 - (2) 敷地面積 約131平方メートル
 - (3) 建築面積 約97平方メートル
 - (4) 延べ面積 約1,246平方メートル
 - (5) 高さ 約44.4メートル
 - (6) 構造 RC造
 - (7) 階数 地上15階
 - (8) 建物用途 共同住宅
- 4 縦覧の期間
令和4年7月27日から令和4年8月9日まで

神戸市公告第135号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年8月9日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区狩場台三丁目6番3、6番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市西区狩場台三丁目6番地4
学校法人 西神学園
理事長 山田 真弘
- 3 許可番号
令和4年3月17日 第8041号

水 道 局

神戸市水道告示第18号

神戸市水道条例施行規程（昭和39年4月神戸市水道管理規程第3号）第32条第5項の規定に基づく工事負担金の徴収の対象者及びその額（灘区篠原伯母野山町及び篠原）（平成21年8月24日神戸市水道告示第26号）は、令和4年8月9日から廃止する。

令和4年8月9日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

神戸市水道告示第19号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和4年8月9日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

指定番号	名 称	所 在 地	代表者	指定年月日
42212	AKカンパニ ー株式会社	神戸市長田区菅原通一丁目73番地の 2	相田 政志	令和4年7月 31日

神戸市水道告示第20号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和4年8月9日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

指定番号	名 称	所 在 地	代表者	廃止年月日
70440	有限会社 高 尾産業	明石市新明町1番19号	高尾 とし 子	令和4年6月 30日

人事委員会

神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則及び職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月26日

神戸市人事委員会

委員長 芝原貴文

神戸市人事委員会規則第1号

神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則及び職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

(神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則の一部改正)

第1条 神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則(昭和32年12月人委規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(時間外勤務手当等の特例) 第15条 次に掲げる職員に対しては、 時間外勤務手当、休日勤務手当を支給しない。	(時間外勤務手当等の特例) 第15条 次に掲げる職員に対しては、 時間外勤務手当、休日勤務手当、 <u>日直手当、宿直手当等</u> を支給しない。 (1) <u>土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培、採取若しくは伐採の事業</u> <u>その他農林の事業に従事する者</u> (2) <u>動物の飼育又は水産物植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜</u>

<p>(1) <u>条例第16条の3第2項に規定する監視又は断続的勤務に従事する者</u></p> <p>(2) <u>外国に所在する公署に勤務する者</u></p>	<p><u>産、養蚕又は水産に従事する者</u></p> <p>(3) <u>条例第16条の3第2項に規定する監視又は断続的勤務に従事する者</u></p>
---	--

(職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第2条 職員の通勤手当に関する規則（昭和34年3月人委規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第12条の2 条例第9条第8項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>外国に所在する公署に勤務することとなるとき。</u></p>	<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第12条の2 条例第9条第8項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>

2 交通機関等に係る通勤手当に係る
条例第9条第8項の人事委員会規則
で定める額は、次の各号に掲げる場
合の区分に応じ、当該各号に定める
額とする。

- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等
(条例第9条第2項及び第3項、又
は第2項及び第4項に定める額の
通勤手当が支給される職員にあつ
ては、1箇月当たりの運賃等相当額
及び同項に定める額の合計額。以下
この項において同じ。)が55,000円
以下であつた場合 前項第2号に
掲げる事由が生じた場合にあつて
は当該事由に係る交通機関等(同号
の改定後に1箇月当たりの運賃等
相当額等が55,000円を超えること
となるときは、その者の利用するす
べての交通機関等)、同項第1号、
第3号、第4号、第5号又は第6号
に掲げる事由が生じた場合にあつ
てはその者の利用するすべての交
通機関等につき、前項に掲げる事由
が生じたときに使用されるべき通
用期間の定期券の運賃等の払戻し
を、人事委員会の定める月(以下こ
の条において「事由発生月」とい
う。)の末日にしたものとして得ら
れる額及び当該支給単位期間等に

2 交通機関等に係る通勤手当に係る
条例第9条第8項の人事委員会規則
で定める額は、次の各号に掲げる場
合の区分に応じ、当該各号に定める
額とする。

- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等
(条例第9条第2項及び第3項、又
は第2項及び第4項に定める額の
通勤手当が支給される職員にあつ
ては、1箇月当たりの運賃等相当額
及び同項に定める額の合計額。以下
この項において同じ。)が55,000円
以下であつた場合 前項第2号に
掲げる事由が生じた場合にあつて
は当該事由に係る交通機関等(同号
の改定後に1箇月当たりの運賃等
相当額等が55,000円を超えること
となるときは、その者の利用するす
べての交通機関等)、同項第1号、
第3号、第4号又は第5号に掲げる
事由が生じた場合にあつてはその
者の利用するすべての交通機関等
につき、前項に掲げる事由が生じた
ときに使用されるべき通用期間の
定期券の運賃等の払戻しを、人事委
員会の定める月(以下この条におい
て「事由発生月」という。)の末日
にしたものとして得られる額及び
当該支給単位期間等において使用

において使用されるべき交通機関等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以降であるものの価額を加えた額(次号において「払戻金相当額」という。)

(2) [略]

第12条の4 [略]

2～4 [略]

5 外国に所在する公署に勤務する職員が帰国を命じられ、国内での勤務を開始した場合は、支給単位期間は、その後再び国内の勤務公署に通勤することとなった日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。

第13条の2 外国に所在する公署に勤務する場合は、通勤手当は支給しない。

されるべき交通機関等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以降であるものの価額を加えた額(次号において「払戻金相当額」という。)

(2) [略]

第12条の4 [略]

2～4 [略]

附 則

この規則は、令和4年8月1日から施行する。